

高松市こうのとりのり応援事業について

(令和4年4月1日以降に開始した【体外受精・顕微授精】の治療に対する助成制度)

高松市では、不妊治療への保険適用開始後に体外受精・顕微授精（生殖補助医療）を受けられたご夫婦に対して、治療費の一部を助成する「高松市こうのとりのり応援事業（生殖補助医療費助成事業）」を実施しています。

対象者	高松市内に住所を有し、体外受精・顕微授精（生殖補助医療）及びその一環として精子を採取する手術（男性不妊治療）を受けたご夫婦 ★(旧)特定不妊治療助成制度での助成実績は引き継がれません。
要件	<p>次の項目全てを満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治療開始時に夫婦（事実婚を含む。）であり、体外受精・顕微授精以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されたこと。 ○ 助成の対象となる治療の開始日の妻の年齢が43歳未満であること。 ○ 市税を完納していること（未申告の場合は、あらかじめ申告の手続きをお願いします。）
助成対象となる治療	<p>ア 【保険診療】で行われた体外受精・顕微授精の治療（保険診療と組み合わせて実施された、先進医療部分の治療を含む。）</p> <p>イ 主治医の判断により、「国の先進医療会議で安全性、有効性等について審議中又は審議予定の医療技術等(※1)」を併用したため、又は「保険適用外の高度に先進的な生殖補助医療技術等(※2)」を用いたために【保険外診療】となった体外受精・顕微授精の治療（助成対象範囲は(旧)特定不妊治療費助成制度の助成対象範囲と同じです。）（※1)については厚生労働省ホームページで確認できます。（※2)に該当するかどうかについては、高松市健康づくり推進課までお問い合わせください。</p> <p>ウ 【上記ア又はイの治療】を行うに当たり、その一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(*)として【男性不妊治療】を実施した場合</p> <p>（ただし、上記アに該当する場合は、既に凍結保存されている胚を用いて凍結・融解胚移植をする場合を除く。また、上記イに該当する場合は、治療ステージCを実施した場合を除く。）</p> <p>＜(*)精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精巣内精子回収法（TESE（C-TESE、M-TESE）） ・精巣上体精子吸引法（MESA） ・精巣内精子吸引法（TESA） ・経皮的精巣上体精子吸引法（PESA） <ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊の原因を調べるための検査に係る費用、凍結された精子、卵子、胚の管理料（保存料）、入院費や食事代、文書料は対象となりません。 ○ 卵胞が発育しない等により採卵前に治療を中止した場合は対象となりません。
治療1回あたりの助成額	<p>【上記アの治療】</p> <p>1回の治療過程（※保険診療で胚移植術まで実施した一連の治療過程を「1回」とします。）に要した「保険診療分に係る自己負担額」＋「先進医療部分に係る自己負担額」の合計額に対し、5万円まで</p> <p>ただし、保険診療分に係る自己負担額を算出する際、1か月当たりの自己負担額の合計額は、その月の「高額療養費に係る自己負担限度額」を上限とします。なお、「自己負担限度額」が確認できない場合は、「自己負担限度額」が最も低額となる区分の額（69歳以下の方の場合、35,400円）を、各月における自己負担額の合計額の上限とします。</p> <p>★オンライン資格確認を実施している医療機関においては、マイナ保険証を利用し、「限度額情報の表示」に同意すると、1か月の窓口での支払額が「自己負担限度額」までに抑えられます。マイナンバーカードを取得していない方は、加入されている公的医療保険（健康保険組合、協会けんぽ、市町村国保、共済組合など）から「限度額適用認定証」の交付を治療前に受けておくことをお勧めします。</p> <p>【上記イの治療】</p> <p>(旧)特定不妊治療費助成制度の、治療ステージ* A・B・D・Eに該当する治療は1回30万円まで、治療ステージ* C・Fに該当する治療は1回10万円まで（*治療ステージは次ページをご覧ください）</p> <p>【上記ウの治療（男性不妊治療）】</p> <p>保険診療で行われたときは1回5万円まで（※保険診療分に係る自己負担額については【上記アの治療】の場合と同様に計算します）、保険外診療で行われたときは1回30万円まで</p>

高松市こうのとりのり応援事業について

(令和4年4月1日以降に開始した【体外受精・顕微授精】の治療に対する助成制度)

助成対象となる治療の回数	【上記アの治療】 子ども1人につき 通算2回 の治療過程まで
	【上記イの治療】 ① 通算1回目(初めて【上記イの治療】の助成を受けた際)の治療開始日の妻の年齢が40歳未満 →子ども1人につき 通算6回 まで ② 通算1回目(初めて【上記イの治療】の助成を受けた際)の治療開始日の妻の年齢が40歳以上 →子ども1人につき 通算3回 まで 通算の助成回数は、通算1回目の助成認定時における治療開始日の妻の年齢で決定し固定されます。
	【注意事項(ア・イ共通)】 ○(旧)特定不妊治療費助成制度における助成回数は、高松市こうのとりのり応援事業での助成回数には引き継がれません。 ○助成を受けた回数が通算助成回数に満たない場合であっても、43歳以上で開始した治療(1回の治療ごとの治療開始時の妻の年齢で見ます)については、助成の対象となりません。
助成回数のリセットについて	本事業による助成を受けた後に出産した場合(妊娠12週以降に死産に至った場合を含みます。)出産前に受けた助成回数をリセットすることができます。 【上記イの治療】の場合、出産後に初めて助成を受けた治療を新たな助成回数の初回と数えて、その治療の開始日における妻の年齢が「40歳未満」の場合「通算6回まで」、「40歳以上43歳未満」の場合「通算3回まで」助成が受けられます。 (回数のリセット後も、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成対象外となります。)

◎(旧)特定不妊治療費助成制度における治療ステージと治療内容

治療ステージ	治療内容
A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

◎香川県内の体外受精・顕微授精・男性不妊治療の実施医療機関

体外受精	顕微授精	男性不妊治療	指定医療機関	住 所
○	○	—	高松市立みんなの病院	高松市仏生山町甲847番地1 (087-813-7171)
○	—	—	安藤レディースクリニック	高松市多肥下町1524番地14 (087-815-2833)
○	○	—	よつばウィメンズクリニック	高松市円座町375番地1 (087-885-4103)
○	○	○	高松赤十字病院	高松市番町4丁目1番3号 (087-831-7101)
○	○	○	厚仁病院	丸亀市通町133 (0877-23-2525)
○	○	—	四国子どもとおとなの医療センター	善通寺市仙遊町2丁目1番1号 (0877-62-1000)

※ 県外の医療機関で受けた体外受精・顕微授精・男性不妊治療も、本事業の助成対象となります。

高松市こうのとりのり応援事業について

(令和4年4月1日以降に開始した【体外受精・顕微授精】の治療に対する助成制度)

申請期限	<p>治療が終了した日（1回ごとの治療の終了日）から6か月を経過する月の末日までに申請してください。</p> <p>※ 申請期限を過ぎると、助成を受けることができません。</p> <p>※ 治療終了日については、主治医にご確認ください。</p>
提出書類	<p>① 高松市こうのとりのり応援事業助成金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書は、申請する治療の回数分必要です。 <p>② 高松市こうのとりのり応援事業（生殖補助医療【保険診療】）受診等証明書（様式第2号）又は高松市こうのとりのり応援事業（生殖補助医療【保険外診療】）受診等証明書（様式第3号）（市ホームページからダウンロード可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療を実施した医療機関に証明してもらってください。 <p>③ 治療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）を実施したことを証する医療機関の発行した領収書＋診療（請求）明細書（原本）（※領収書等は、窓口でコピーした後、原本をお返しします。）</p> <p>④ 戸籍謄本（原本）【次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合、提出が必要です。】 戸籍謄本は本籍地の市町村で発行されます。申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。</p> <p>（1）高松市で初めて申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律婚の夫婦で、同一世帯の場合に限り、高松市での2回目以降の申請時は省略できます。 ・法律婚の夫婦で、同一世帯の場合、<u>過去に高松市に、一般不妊治療（人工授精）費又は特定不妊治療費の助成金申請のため提出している場合は省略できます。</u> <p>（2）夫婦が別世帯の場合 ・毎回、提出が必要です。</p> <p>（3）夫婦が事実婚関係にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事実婚関係にある夫、妻のそれぞれの戸籍謄本を、毎回、提出してください。</u> <p>（4）出産により助成回数をリセットする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産により、出産前に受けた助成回数をリセットした上で助成を受けるときは、改めて戸籍謄本を提出してください。なお、妊娠12週以降に死産に至った場合も助成回数がリセットされますが、この場合は、戸籍謄本ではなく、母子手帳の「出産の状態」のページの写し等を提出してください。 <p>⑤ 【該当者のみ】住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>夫婦のいずれか一方が、高松市以外の住民である場合、その方の居住先の住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）が、毎回、必要です。申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください（コピー不可）。</u> <p>⑥ 【該当者のみ】事実婚関係に関する申立書（市が定める様式。市ホームページからダウンロード可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事実婚関係にある夫婦が申請する際には、毎回、記入・提出が必要です。</u> <p>⑦ その他持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●印鑑（金融機関の届出印でなくても構いません。） ●申請者名義の助成金振込口座（銀行名、支店名、口座番号）が分かるもの ●申請する治療を保険診療で受診した場合、受診者の当該治療期間の「高額療養費に係る自己負担限度額」が分かるものを持参してください。以下の(1)～(3)のいずれかの方法で確認ができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 治療期間中にマイナ保険証を利用し、医療機関が受診者の自己負担額を確認できており、受診等証明書（様式第2号）に適用区分又は自己負担額の記載がある。 (2) (1)が「未確認」の場合は、マイナポータル（アプリ）を用いて治療月の適用区分を確認し、該当画面を印刷して提出する。操作方法等は高松市ホームページをご確認ください。 (3) 治療開始前に、加入されている健康保険組合で限度額適用認定証を取得する（期間を遡っての取得はできません）。 <p>※限度額適用認定証の持参がなく、自己負担限度額が不明な場合、1か月当たりの自己負担額は、自己負担限度額の区分のうち最も低額となる額（69歳以下の方の場合、35,400円）を上限として計算します。</p>

高松市こうのとり応援事業について

(令和4年4月1日以降に開始した【体外受精・顕微授精】の治療に対する助成制度)

助成方法	申請書等の内容を審査の上、承認した方に対して、助成金を口座振込で支給します（申請後、助成金の振込まで約2～3か月かかります。）。
------	--

★ 本制度についてご不明な点がある場合は、事前に必ずお問い合わせください。

◎申請・お問い合わせ先

〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号（高松市保健センター内）

高松市 健康づくり推進課 医療給付係

TEL 087-839-2363 FAX 087-839-2367